

文部科学省「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに
教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」

神奈川県 調査結果の概要（公立学校分）

- I 調査 1 「児童生徒調査」の概要
- II 調査 2 - 1 「取組状況調査」の概要
- III 調査 2 - 2 「県独自調査（いじめ問題に係る点検調査）」の概要

平成24年11月

神奈川県教育委員会

I 調査1「児童生徒調査」結果の概要

認知件数 (公立小・中・中等教育・高・特別支援学校)

平成24年4月1日から9月5日までの**5ヶ月間で、4,797件のいじめを認知しました。**

これは、**昨年度1年間に認知したいじめ4,283件の1.12倍にあたります。**

- 県教育委員会では、毎年度、「いじめ問題に係る点検調査 (H18～)」や「問題行動等に関する短期調査 (H22～)」を通じて、各学校に対し、アンケート調査の実施等によるきめ細かな実態把握を促してきました。
- 各学校では、アンケート以外にも個別面談など、児童・生徒の状況や発達段階に即した方法を用い、陰に隠れやすいいじめに対して、日頃から兆候を見逃さないための取組みを充実させ、認知に努めています。
- また、各学校が現在の社会状況を喫緊の課題と受け止め、児童・生徒一人ひとりのきめ細かな把握に取り組んでいることが、増加の要因としてあげられます。
- 今後も各学校では、いじめはどの学校にもどの子どもにも起こりうることを踏まえ、見逃さないための取組みをより充実させる必要があります。

【参考】学校種別の内訳

学校種	H24(5ヶ月間)の認知件数	H23年度1年間の認知件数
小学校	2,757件	1,992件 [1.38倍]
中学校 (含む中等教育)	1,802件	2,157件 [0.84倍]
高等学校	205件	124件 [1.65倍]
特別支援学校	33件	10件 [3.30倍]
計	4,797件	4,283件 [1.12倍]

いじめの現在の状況 (公立小・中・中等教育・高・特別支援学校)

認知したいじめのうち、**「解消している」件数の割合は、71.8%。**

これは、**昨年度1年間の割合 (65.7%) と比べ、6.1ポイント上昇しています。**

- また、県教育委員会が独自に調査した項目 (政令市を除く) によれば、「いじめの改善率」が97.3%でした。
(参考) 昨年度1年間の改善率は95.0% (政令市を含む)
(参考) 改善率とは、いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合を指す
- 学校では、より多くのいじめを認知し、指導・支援を行った結果、前年度より多くのいじめを解消につなげました。また、一定の解消の後も、継続して指導・支援に取り組んでいます。

いじめには様々な態様があります。 今回の調査結果の傾向は、昨年度と大きな変化はありません。

態様 (回答の多い順)	いじめ全体に占める割合 (H24)	いじめ全体に占める割合 (H23)
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なこと言われる。	65.6%	63.3%
② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	20.0%	19.3%
③ 仲間はずれ、集団による無視をされる。	14.9%	15.8%
④ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	6.3%	8.0%
⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	5.9%	6.3%

- いじめの態様の中で、一番多いものは、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」です。冷やかしやからかいは、遊びの延長と捉えられがちですが、言われた子どもにとって深刻な状況になり得ることを考え、対応することが必要です。

【参考】いじめの定義 (文部科学省)

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【参考】地域別の状況

いじめの認知件数 (H24.4.1~9.5)

	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたりの件数
横浜市	1,927	913	2,840	10.6
川崎市	281	135	416	4.2
相模原市	142	177	319	5.8
横須賀市	136	55	191	6.0
湘南三浦	64	200	264	3.4
県央	74	162	236	3.5
中	87	85	172	3.7
足柄上	36	20	56	5.9
足柄下	10	55	65	3.6
県全体	2,757	1,802	4,559	6.8

(H23年度間)

	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたりの件数
横浜市	1,324	837	2,161	8.0
川崎市	130	170	300	3.1
相模原市	85	196	281	5.1
横須賀市	73	109	182	5.7
湘南三浦	97	364	461	5.9
県央	160	245	405	5.9
中	93	152	245	5.2
足柄上	9	26	35	3.6
足柄下	21	57	78	4.2
県全体	1,992	2,156	4,148	6.1

*平成23年度問題行動等調査結果より

児童・生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような
重大な事態に至るおそれがあると考えられるいじめ事案の状況

(公立小・中・中等教育・高・特別支援学校)

いじめの認知件数のうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるいじめ事案の認知件数は、10件でした。

- 県教育委員会では、この調査の実施にあたり、「生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるいじめ」の判断基準について、「被害者や、その保護者が受けたダメージ」等による判断が大切であり、たとえ、冷やかしかやからかいであっても、言われた子どもにとって深刻な状況になることがあると捉え、たうえで回答するよう、学校に要請しました。

【参考】学校種別の認知件数

神奈川県

区分	認知件数
小学校	3
中学校	6
高等学校	1
特別支援	0
計	10

中等教育学校含む

国

区分	認知件数
小学校	62
中学校	170
高等学校	41
特別支援学校	5
計	278

中等教育学校含む

【参考】態様別の件数（複数回答可）

- ① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

	小	中	高	特	計
①	2	3	1	0	6
②	0	0	0	0	0
③	2	1	0	0	3
④	2	3	0	0	5
⑤	0	1	0	0	1
⑥	0	0	0	0	0
⑦	1	1	0	0	2
⑧	0	2	1	0	3
⑨	0	0	0	0	0

報告された事案の例

【事例1】小学生男子

(事案の内容)

- ・ 同学年の児童から下校時や下校後遊んでいるときに、叩く、蹴るなどの行為が時々あり、「戦いごっこ」と称して、傘を壊されたりした。

(学校・教育委員会の対応)

- ・ 学校は加害児童を厳重に指導し、再発防止を図っている。被害児童への支援として、下校時の見守りを行い、被害児童・保護者への支援として、市町村教育委員会教育相談員が面談を行うなど、継続して支援を行っている。
- ・ また、加害児童の家庭環境に課題を捉え、児童相談所との連携を図り、継続して支援を行っている。

(現在の状況)

- ・ 指導により、現在は一定の解消を図っているが、被害児童への支援及び加害児童への指導を継続している。

【事例2】中学生男子

(事案の内容)

- ・ 携帯電話のメールによるいたづらや、殴る蹴るの暴行を受けるなどした。

(学校・教育委員会の対応)

- ・ 学校は加害生徒を厳重に指導し、謝罪させるとともに、県警少年相談保護センターと連携し、継続的に指導を行っている。

(現在の状況)

- ・ 現在、いじめは解消済み。被害生徒は通常通り登校できており、学校は継続的に教育相談を行いながら本人の状況を確認し支援している。

- 重大事案として報告のあった10件の現在の状況については、いずれも「いじめは解消した」または「いじめが一定の解消を見た後も、継続して指導・支援中」であることを確認しました。
- また、市町村教育委員会に対して、各学校と連携し、今後も継続して状況を確認するとともに、必要に応じて関係機関等と連携し、被害加害児童生徒、保護者等への支援・指導を行っていくよう要請しました。

Ⅱ 調査2-1 「取組状況調査」結果の概要

調査2-1（国調査項目）の概要

全ての調査項目の中で、本県の特徴的な調査結果を挙げます。

いじめ問題への取組について、定期的な点検の充実が図られています

問 いじめの問題への取組について、貴教育委員会が設置している学校に対し、点検項目に基づく定期的な点検を求めていますか。

【国】

	都道府県・指定都市教委	市町村教委
各学校に点検項目を示し、それに基づく点検を求め、かつ報告を求めている	43.3%	52.0%

【神奈川県】

	神奈川県教委	市町村教委
各学校に点検項目を示し、それに基づく点検を求め、かつ報告を求めている	100%	100%

- 神奈川県及び全ての市町村教育委員会が、「各学校に点検項目を示し、それに基づく点検を求め、かつ報告を求めている」と回答しています。
- 本県では、平成18年度より全校を対象にいじめ点検を実施してきました。それにより、全ての教育委員会が、各校の取組みの充実を促しています。

家庭や地域の取組を推進するため、啓発・広報に努めています

問 貴教育委員会において、いじめ問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っていますか。

【国】

	都道府県・指定都市教委	市町村教委
はい	86.6%	56.2%
いいえ	13.4%	43.8%

【神奈川県】

	神奈川県教委	市町村教委
はい	100%	93.9%

- 神奈川県及び多くの市町村教育委員会が、「はい」と回答しています。
- 県教育委員会では、平成23年度から市町村教育委員会とともに、かながわ子どもスマイルウェブ（全県生徒総会、地域フォーラム等）を展開し、いじめ防止にむけて取り組んできた成果と捉えています。

いじめ問題に対して、学校は警察と連携・協力して取り組んでいます

問 犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応していますか。

【国】

	小学校	中学校	高校	特支	合計
全て通報	38.4%	41.6%	25.9%	31.1%	37.6%
重篤なものを通報	47.1%	54.5%	62.7%	46.5%	50.9%
特に通報しない	14.5%	3.9%	11.4%	22.4%	11.4%

【神奈川県】

	小学校	中学校	高校	特支	合計
全て通報	34.0%	47.2%	27.4%	40.9%	37.1%
重篤なものを通報	57.4%	51.3%	60.8%	52.3%	55.9%
特に通報しない	8.6%	1.4%	11.8%	6.8%	7.0%

- 本県では、どの校種においても、犯罪行為の可能性がある場合には、警察と連携・協力し、指導にあたっています。
- 暴行や傷害、恐喝など、いじめの中でも犯罪行為にあたるものに対して、学校は警察と、より連携・協力して指導・支援を行う必要があります。

Ⅲ 調査2-2「県独自調査（いじめ問題に係る点検調査）」結果の概要

- この調査は、平成18年10月の文部科学省通知「いじめの問題への取組の徹底について」に基づき、神奈川県教育委員会が県独自の調査として平成18年度から実施しているものであり、学校及び教育委員会が、それぞれの項目に関する各自の取組みを点検・評価することを通して、いじめ問題に関する取組みをさらに充実させることを目的としています。
- 各学校がいじめ問題に取り組むにあたり、特に重視すべき6つのポイントに関する調査結果を次に示しました。

1 《チームで対応できる体制を日ごろから整えておくこと》

特に小学校における体制づくりが急務

問 いじめの訴え等を教員が一人で抱え込むことなく、適切な報告がなされる体制が確立されているか

- A 十分取り組んでいる
- B 概ね取り組んでいるが検討・改善の余地がある
- C 十分な取組と言えず改善の余地がある (以下、同じ)

	A	B	C
小学校	86.4% (85.7%)	13.6% (14.3%)	0.0% (0.0%)
中学校	93.9% (90.1%)	6.1% (9.9%)	0.0% (0.0%)
高等学校	86.1% (87.6%)	13.9% (12.4%)	0.0% (0.0%)
特別支援学校	92.3% (88.4%)	7.7% (11.6%)	0.0% (0.0%)

* () は平成23年度 (以下、同じ)

* 中学校には、県立中等教育学校前期課程を含む (以下、同じ)

- 各学校では、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、日常的に教職員同士が相談できる土壌をつくっておき、チームで対応できる体制を整えるとともに、問題が発生した場合の報告システムや対応方法をあらかじめ決めておくことが重要である。

2 《いじめに関する正しい認識を児童・生徒に持たせること》

児童・生徒が主体的にいじめ問題に取り組む場の設定を

問 学級活動・ホームルーム活動や児童会活動・生徒会活動などの場を利用して、児童・生徒が主体的にいじめの問題に取り組む場を設けているか

	A	B	C
小学校	38.5% (40.8%)	59.4% (55.9%)	2.1% (3.3%)
中学校	42.8% (41.8%)	55.6% (56.3%)	1.7% (1.9%)
高等学校	37.6% (33.3%)	56.4% (59.1%)	6.1% (7.5%)
特別支援学校	42.3% (34.9%)	46.2% (55.8%)	11.5% (9.3%)

- 各学校では、いじめは決して許されないという認識を、教職員自身が言葉と態度で示すこと。また、いじめ問題を、児童・生徒自身が自分たちの問題と受けとめ、自ら活動することができる場を設定することが必要である。

3 《教職員と児童・生徒が、親密で信頼に満ちた人間関係を築くこと》

日々の授業の中で自分たちが大事にされていることを実感させましょう

問 教員自身が自己開示するなど、心を開き、率直な態度で話をするなど、信頼に満ちた人間関係を築いているか

	A	B	C
小学校	63.3% (60.4%)	36.7% (39.7%)	0.0% (0.0%)
中学校	60.6% (54.6%)	39.4% (45.4%)	0.0% (0.0%)
高等学校	74.5% (74.7%)	24.8% (25.3%)	0.6% (0.0%)

特別支援学校	80.8% (74.4%)	19.2% (25.6%)	0.0% (0.0%)
--------	---------------	---------------	-------------

- 各学校では、いざという時に、児童・生徒が教職員に本当のことや気持ち、悩みなどを打ち明けることができるように、日ごろから学校全体で信頼関係づくりに取り組むことが必要である。

4 《定期的なアンケート調査を確実に実施すること》

少なくとも学期に1回の実施が必要です

問 児童・生徒の生活実態について、アンケート調査や聴き取り調査を行うなど、きめ細かい把握に努めているか

	A	B	C
小学校	61.2% (61.4%)	38.8% (37.8%)	0.0% (0.8%)
中学校	82.2% (81.3%)	17.8% (18.8%)	0.0% (0.0%)
高等学校	70.9% (65.1%)	29.1% (32.3%)	0.0% (2.7%)
特別支援学校	57.7% (58.1%)	34.6% (37.2%)	7.7% (4.7%)

- 各学校では、いじめの問題への取組みの基本である早期発見・早期対応の前提条件となるいじめの実態把握について、学校は、定期的にすべての児童・生徒から直接状況を聞く「アンケート調査」を確実に実施するとともに、少なくとも学期に1回は児童・生徒から直接状況を聞く機会を確実に設けることが必要である。

5 《チームで迅速に対応し、適切な指導・支援を継続して実施すること》

SCやSSWなど外部人材からの助言を参考に

問 いじめの訴えを受けたり、その兆候を発見した際は、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、的確に対応するよう努めているか

	A	B	C
小学校	93.9% (91.7%)	5.8% (8.3%)	0.3% (0.0%)
中学校	95.6% (92.8%)	4.4% (7.2%)	0.0% (0.0%)
高等学校	97.6% (97.8%)	2.4% (2.2%)	0.0% (0.0%)
特別支援学校	92.3% (93.0%)	7.7% (7.0%)	0.0% (0.0%)

- 各学校では、いじめの訴えを受けたり兆候を発見したりした際は速やかに情報を共有し、一人だけで対応せず複数の教職員（必要に応じて保護者や関係機関も）で役割分担し、協働による迅速で適切な対応を実施することが必要である。

6 《いじめへの対処方針等の情報を積極的に公表すること》

あらかじめ周知することで、保護者・地域の応援団を増やしましょう

問 いじめへの対処方針、指導計画等の情報について、積極的に公表し、保護者や地域住民の理解や協力を得るよう努めているか

	A	B	C
小学校	28.2% (25.1%)	66.7% (69.1%)	5.2% (5.8%)
中学校	31.7% (30.3%)	66.1% (64.2%)	2.2% (5.5%)
高等学校	27.9% (25.8%)	65.5% (64.5%)	6.7% (9.7%)
特別支援学校	38.5% (44.2%)	61.5% (51.2%)	0.0% (4.7%)

- 各学校では、学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を積極的に情報発信し、保護者や地域住民の理解や協力を得るよう努めることが必要である。